

重要事項説明書 別紙

○介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス (従前相当)利用回数	基本単位	基本料金(利用者負担金)		
		1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用	1,172単位	1,172円	2,344円	3,516円
週2回程度の利用	2,342単位	2,342円	4,684円	7,026円
週2回を超える程度の利用 (要支援2相当に限る)	3,715単位	3,715円	7,430円	11,145円

加算および減算	加算要件(概要)	加算額(利用者負担)
初回加算	新規利用者に訪問介護を行った月にサービス提供責任者が訪問若しくは同行した場合	2,000円/月
同一建物減算1	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数 × 90/100
介護職員処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位数 × 137/1000
特定処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位数 × 63/1000

* 介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります